

4月からの要介護認定方法が見直されました

4月から、介護保険の要介護認定の調査方法が変わりました。

申請手続きはこれまでどおりですが、認定調査員がご本人を訪問して行う調査は、調査時のご本人の状態をありのままに調査する方法に変わります。

このため、調査の際に、ご本人やご家族の方が、ご本人の普段の様子

を調査員に詳しくお伝えいただくことが重要になります。

◆要介護認定方法見直し点Q&A
Q. 今回の見直しは、なぜ行われたのですか。

A. 今回の見直しは、要介護認定に、より正確に介護の手間を反映し、不公平感につながりやすい認定

結果のばらつきを減らすために行うものです。

Q. 今回の見直しは、どのような観点から行われたのですか。

A. 認定審査は、ご本人の生活の上で、どれほど介護の手間がかかるかを判定するものです。今回の見直しにより、最新のデータに基づいて、より正確に判定できるように改善しました。

用を確保する観点から、厚生労働省が今回の見直しに関する検証を行っている期間中に更新された方で、更新前の要介護度とするご希望があれば、更新の前後で要介護度が異なる場合、更新前の要介護度のままとすることを可能とする措置を行うこととしました。

Q. 今後どのような点に注意すればよいのですか。
A. 要介護認定のばらつきを減らし、公平に行うため、ご本人を訪問しての調査は、調査時の状態のありのままを見る方法に変わります。認定調査員や主治医の先生に、普段困っていることの具体的な内容や頻度などについて、詳しく伝えていただくことがより大切になります。それによって、より適切な要介護度判定が可能となります。

主な見直し点

● 実際のご本人の状態や介助の程度のありのままを見させていただき、普段の様子などもお聞きします。ご本人やご家族が普段困っていることや不便に思っていることは、具体的に遠慮なく調査員や主治医の先生にお伝えください。

● 最近の介護サービスの開発・進歩に合わせ、より適切な介護の手間のかかり方を判定するために、使用するデータを更新しました。

● 「認定調査」などでお伺いした、より具体的な内容をもとに、審査会で総合的に判断されます。

※ 更新申請をされる方につきましては、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、更新の前後で要介護度が異なる場合、どちらの要介護度を選択するかご意向を確認させていただきます。

要介護認定申請から要介護度決定までの流れ

①申請をします

市町村の介護保険担当窓口にて要介護認定の申請を行います。

②心身の状態を調査します

- 認定調査
本人の心身の状態を調べるため、認定調査員が訪問します。
- 主治医意見書
主治医の先生により、意見書が作成されます。

③どのくらい介護の労力が必要か審査し、認定します

● 1次判定
認定調査の結果をコンピュータで分析します。

● 2次判定
専門家からなる審査会において、次の資料を用いた審査が行われます。

- ①1次判定の結果
- ②認定調査の特記事項
- ③主治医意見書

● 認定
審査会の判定をもとに、市町村が要介護度の認定を行います。

④認定結果通知が届きます

Q. 今回の見直しにより、これまでの要介護度と比べて、全体として要介護度が低く判定されてしまっているのではないのですか。
A. 今回の見直しのために厚生労働省が行った市町村のモデル事業や研究など、さまざまな検証の結果によると、一概に要介護度が低く判定されるものではありません。なお、安定的な介護サービスの利

厚生労働省では、4月以降の要介護認定の実施状況を把握し、結果を検証した上で、必要に応じて迅速に見直しを行うこととしています。